

第2回 SCS 評価制度指定委員会 議事要旨

1. 日時

2026年8月20日（木） 16時00分～18時00分

2. 場所

オンライン形式

3. 議題及び議事内容

(1) 指定業務関連文書について

- ・ 評価機関、技術検証事業者及び研修事業者に係る指定基準、指定手順及び申請様式について、事務局から概要説明を行い、議論を行った。本委員会における意見を踏まえ、必要な修正を行った後、メール回付にて審議・決定することとした。
- ・ 委員から頂戴した主なコメントは以下の通り。

[委員会での主な意見]

- 評価機関、技術検証事業者及び研修事業者に係る各文書について、用語及び体裁が統一されていない点があるため、統一されたい。
- 評価を行うセキュリティ専門家に係る要件及び取決めが規程類に存在しないため、上位規程への組み込み又は別規程の整備を含め、早急に方針を示されたい。あわせて、自社に専門家を配置することを検討する事業者が多いことを踏まえ、早期に公表されたい。
- 評価機関、技術検証事業者における公平性に関する抽象的な文言について、解釈の幅があるので補足説明をされたい。
- 研修の有効期限については、一律に3年ごとの更新を必須とすることが適当である。実務経験を有する者などについては、将来の更新時におけるフォローアップ研修の免除等の要件緩和もあわせて設計されたい。
- 研修講師について、教える力量については、指定基準に定める講義の技術、理解度の察知及び質問への対応等の評価項目により担保されたい。
- 研修事業者が研修を設計できるよう検討されたシラバス案は概ね適切と言える。
- 受講者の個人情報等を3年以上保管することとするのであれば、収集、利用目的、提供範囲、保存期間、アクセス権限及び削除・廃棄までを整理して明記されたい。

(2) 第1回公募について

- ・ 委員から頂戴した主なコメントは以下の通り。

[委員会での主な意見]

- 第1回公募に間に合わない事業者に配慮し、第2回以降の公募の有無や時期などを、あらかじめ明示されたい。
- 利害関係を有する委員が指定に係る審議及び決定に関与しないことを、運用として明確にされたい。
- 評価機関からユーザーへの料金設定について、公的な審査であることを踏まえ、過度な価格競争を招かない合理的な費用が提示されるよう配慮されたい。ただし、独占禁止法上の制約にも留意されたい。

- 研修事業者の指定が 12 月下旬となることから、評価機関等の要員に対する初回の研修は 1 月以降となる。初年度については、専門家が揃った時点で業務を開始する取扱いを明示されたい。

(以上)